

低入札価格調査制度に係る取扱要領

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、城陽市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の設定)

第2条 建設工事について請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額の1,000円未満を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の算出方法にかかわらず、市長が特に認めたものについては、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第3条 低入札価格調査制度を適用する場合は、当該価格を下回ると契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときの基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。

- 2 失格基準価格は、工事規模、技術特性等を勘案して城陽市入札・契約事務処理委員会で定める。
- 3 前項各号に定める失格基準価格を下回る入札があったときは、失格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 低入札価格調査制度を適用する場合は、入札公告等に次に掲げる事項を明

記する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格未満の入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者。以下「調査対象者」という。）であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより、第6条に規定する調査に協力すること。
- (4) 調査対象者が第6条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し市長が必要と認める事項

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査対象者があった場合は、入札者に対して低入札価格調査を実施するため落札者の決定を保留する旨及び調査後改めて落札者を通知する旨を告知して、入札を終了する。この場合において、調査対象者が複数の場合は、くじにより調査の順位を決定するものとする。

(調査の実施)

第6条 契約担当課長及び工事担当課長は、前条の通知を行った場合は、調査対象者により、その価格によって契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを確認するため、次に掲げる事項について調査対象者に対し期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由書
- (2) 積算内訳書
- (3) 施工体制台帳、施工体系図
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先一覧
- (8) 手持ち機械の状況
- (9) 労務者の確保計画
- (10) 工種別労務者配置計画
- (11) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(12) 建設副産物の搬出地

(13) その他市長が必要と認める事項

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第7条 契約担当課長が、調査の結果、最低価格入札者又は総合評価競争入札にあっては、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置)

第8条 契約担当課長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、審査委員会に調査を求めるものとする。

(審査委員会の組織)

第9条 審査委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、契約担当部長とする。

(2) 委員は、次の者とする。

ア契約担当次長、課長

イ事業所管部長、次長、課長

ウその他委員長が指名する者

(3) 委員会の会議は非公開とし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

(審査委員会の調査の結果、適合した履行がなされると認められる場合の措置)

第10条 審査委員会の審議の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、契約担当課長は直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(審査委員会の調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置)

第11条 審査委員会の審議の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち調査対象者を除く最低の価格をもって申込みをした者（総合評価競争入札においては、評価値が次に高い者。以下「次順位者」という。）が調査基準価格以上の入札を行っていた場合は、その者を落札者と決定する。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、調査対象者に対しては、落札者とし
ない旨を、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その
他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。
- 3 第1項の次順位者が調査基準価格未満の入札者であった場合は、第6条から前
項までの規定を準用する。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。